京都府所蔵「茶麻地葵紋付長裃」について
―江戸時代初期の武家服飾に関する一考察―

福島雅子

はじめに
第一章　伝来　―付属文書と吉川観方コレクションについて―
第二章　裃　―肩衣袴と裃の展開―
第三章　三葉葵紋
おわりに

はじめに

室町時代後期から江戸時代初期にかけての中世から近世への移行期は、日本の服飾様式が大きく変化する転換期であった。特に、武家の服飾においては、前代まで主流であった直垂や素襖の形式を踏襲する肩衣袴の着用範囲が広がり、江戸時代には肩衣袴が「裃」として形式を整え、武家の公服として広く用いられるようになった[1]。裃は、江戸時代には、肩衣の肩の張りが強くなり、小紋の細密な柄で加飾するなど、武家の公服としての威儀を整えていく。江戸時代中期頃になると、肩に鯨の髭を入れて肩先を強く張らせ、糊を強くするなど、着装に際しても工夫がなされるようになった。

裃は、江戸時代に武家の服飾として一般化するが、その形成期ともいえる江戸時代初期までの姿を伝える現存遺品は極めて稀である。現在では、尾張徳川家や水戸徳川家に伝世した徳川家康（一五四二～一六一六）所用の裃類が、伝来の確かな最も古い現存遺品といえるだろう。これらの徳川家康所用の裃類は、現在は徳川美術館および徳川ミュージアム等に所蔵され、これまで家康の遺品や武家の服飾に関する展覧会等で一般にも公開されてきた。

さらに京都府には、家康の孫であり江戸幕府三代将軍となった徳川家光（一六〇四～五一）の所用と伝わる、江戸時代初期の数少ない現存遺品と考えられる長裃が伝世している。この家光所用の伝来を有する京都府所蔵（京都文化博物館管理）の「茶麻地葵紋付長裃」（図1）は、平織の茶麻地を用いた単仕立てで、小紋などは施されず、三葉葵の紋が肩衣の背と両胸および袴の腰板の四か所に付されている。本作

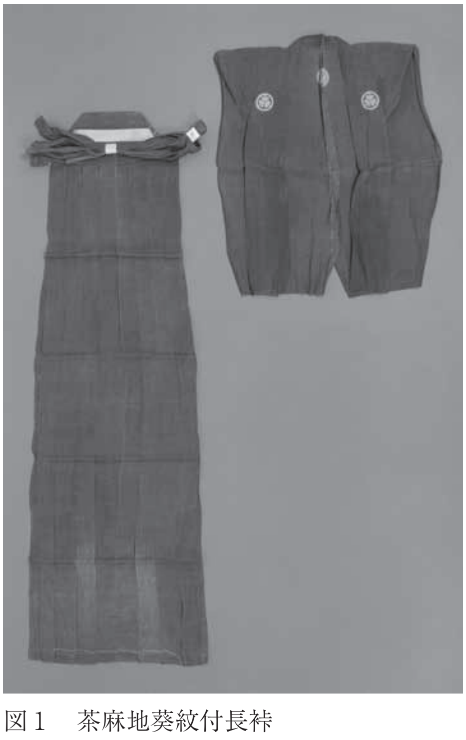

図1　茶麻地葵紋付長裃
（京都府蔵）

は、丈や裄が近世の現存する他の袴と比して小ぶりであるため、成人用ではなく年少者のものと考えられている。また、本作には二種類の文書が付属しており、年代不詳の一点には、江戸幕府四代将軍の徳川家綱（一六四一～一六八〇）より出羽上山藩主の土岐頼行（一六〇八～八五）が拝領した旨が記され、もう一点の明治四〇年（一九〇七）に三浦徳充が記したとする文書には、本作が三代将軍徳川家光の所用品であり、四代将軍の家綱より土岐頼行が拝領した旨が記されている。これらの付属文書に記される伝来が正しければ、本作は江戸時代初期の袴の様子を伝える貴重な遺品であるといえる。

　この「茶麻地葵紋付長袴」は、平成二九年（二〇一七）二月から五月にかけて、京都文化博物館における総合展示「京都府コレクションにみる武家の服飾」の中で一般に公開された。また、本展示で公開された服飾類等に関する林智子氏の論考「京都府コレクションにみる武家の服飾」（『京都文化博物館研究紀要―朱雀』第二九集、二〇一七年）の中で、概要が紹介されている[2]。展示期間が終了した後の同年六月、筆者は京都文化博物館において本作の調査を行う機会を得た[3]。以下本論では、この調査の結果を踏まえ、徳川家光所用の伝来をもち三葉葵紋が付された「茶麻地葵紋付長袴」について、その伝来や形態、また家紋の形式等を検討し、さらに現存資料の限られている江戸時代初期の武家服飾について、これまでの先行研究を踏まえて考察したい。

第一章　伝来　―付属文書と吉川観方コレクションについて―

　京都府所蔵「茶麻地葵紋付長袴」には、先に述べたように二種類の文書が付属しており、これらの文書の記述から伝来を知ることができる。服飾類は身に着ける消耗品であるため、近世以前の遺品に伝来を伝える資料が付属する例は非常に限られている。また、本作の旧所蔵者は、日本画家の吉川観方（一八九四～一九七九）であり、本作は京都府が所蔵する「吉川観方コレクション」の一つである。本章では以下、まず、付属する文書に記される伝来について検討し、さらに、旧蔵者である吉川観方とその収集品としての意味について考察したい。

　まず、本作に付属する二種類の文書のうち、小形で年代不詳の一点（以下「文書（一）」と呼ぶ）には、次のような記述がみられる。

従　[redacted]拝領（朱印）
嚴有院様
　宗是様御拝領従
　　宗是様三浦外記豊充拝領　云々

ここに見られる「嚴有院様」とは、江戸幕府四代将軍徳川家綱の法号である。また、「嚴有院」より本作を拝領したとされる「宗是様」は、摂津高槻藩主などを経て出羽上山藩主となった土岐頼行と考えられる[4]。さらに後には、土岐頼行より「三浦外記豊充」なる人物が本作を拝領した旨が記されている。

　本作に付属するもう一点の文書（図2、以下「文書（二）」と呼ぶ）は、「三浦徳充」が明治四〇年（一九〇七）に記したとされるものであり、次のような内容が記されている。

徳川三代将軍家光公御禮服
従
徳川四代将軍家山城守土岐頼行矦
御拝領

従
同矦三浦外記豊充拝領
傳曰
頼行矦謚称慧照院殿心庵宗是
大居士以寛永元年十月廿有八日叙従
五位下任山城守延寶六年以充致
仕為豊充者承應三年始仕干頼
行矦宝永七年十一月初七日卒以
是考之則宝永以前之賜品也
云爾
明治四十年十二月　三浦徳充識

ここでは、本作が三代将軍徳川家光所用の礼服であり、四代すなわち徳川家綱の代の将軍家より土岐頼行が拝領し、それを「三浦外記豊充」が拝領したとしている。

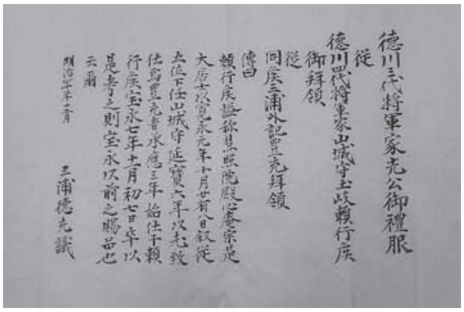
徳川三代将軍家光公御禮服
従
徳川四代将軍家山城守土岐頼行侯
御拝領
従
同侯三浦外記豊充拝領
傳曰
頼行侯謚称慧照院殿心庵宗是
大居士以寛永元年十月廿有八日叙従
五位下任山城守延寶六年以充致
仕為豊充者承應三年始仕干頼
行侯宝永七年十一月初七日卒以
是考之則宝永以前之賜品也
云爾
明治四十年十二月
三浦徳充識

図２　茶麻地葵紋付長裃　付属文書
（京都府蔵）

　この文書（二）の中で、本作の所用者とされる徳川家光は、江戸幕府三代将軍として元和九年（一六二三）から慶安四年（一六五一）まで在職した[5]。家光は、慶長九年（一六〇四）に二代将軍秀忠の次男として生まれたが、兄の早世により祖父の家康の幼名である竹千代を与えられ、後に嗣子となる。家光の元服の時期については、『徳川実紀』に次のような記述がある[6]。

　六年九月七日御元服有て、従二位権大納言に叙任し給ひ。御名をも家光とまいらせらる。これ當家にて御元服の即日大納言御拝任のはじめとす。

この記述にある六年とは元和六年（一六二〇）を指しており、数え年の一七歳で元服すると名を家光と改め、元服と同時に従二位権大納言に叙任されたことが分かる。その後、元和九年（一六二三）には京都の伏見城において将軍宣下を受け、江戸幕府三代将軍となった。本作は、その法量から成人用ではなく、年少者のための裃と考えられるため、付属文書の伝来が正しければ、家光が元和六年の元服より以前の少年期に用いたものと考えられるだろう。

　二種類の文書に共通して、本作を土岐頼行に下賜したとされる四代将軍徳川家綱は、三代将軍家光の長男として寛永一八年（一六四一）に生まれた。幼名は父と同じ竹千代を与えられ、正保二年（一六四五）に数え年の五歳で元服する。その後、慶安四年（一六五一）に家光が没すると、同年に将軍宣下を受け、一一歳で四代将軍となった。延宝八年（一六八〇）に在職二九年で没し、前述のように法号は厳有院である。

さらに両文書ともに、本作は、徳川家綱（厳有院）から土岐頼行が拝領したと伝えている。土岐頼行は、慶長一三年（一六〇八）に土岐定義の長男として生まれ、下総相馬郡領主などを経て、寛永元年（一六二四）には従五位下山城守に叙任され、その後、寛永五年（一六二八）に出羽上山藩主となった[7]。槍術の自得記流を創始した槍術家としても知られ、貞享元年（一六八四）に七七歳で没している。本作は、徳川家綱より土岐頼行が拝領した後、さらに土岐頼行より三浦外記豊充が拝領した旨が、両文書ともに記されている。

文書（一）には、本作が家光の所用である点は記されず、文書の執筆者や年代なども見られない。一方、文書（二）には、本作の伝来に関する記述とともに、土岐頼行の諡や寛永元年（一六二四）に従五位下山城守に叙任されたこと、延宝六年（一六七八）に官職を退いたことなども記されている。さらに、三浦外記豊充が土岐頼行に仕えた時期は承応三年（一六五四）から宝永七年（一七一〇）であり、本作は宝永年間（一七〇四～一七一一）以前に賜った品であるとしている。文書（二）の執筆者である三浦徳充は、土岐頼行から本作を拝領したとされる三浦外記豊充と同じ姓であることから、恐らくその後裔であると考えられるだろう。明治四〇年（一九〇七）に三浦徳充がこの文書を記した時点では、本作は恐らく三浦外記豊充に続く家系の三浦家に伝世していたと考えられる。付属する文書から知ることのできる本作の伝世の過程は、この明治の末年までとなっている。

しかし、前述のように、本作が京都府の所蔵となる前の所蔵者は日本画家の吉川観方であり、近代以降の伝世についても辿ることができる。吉川観方は、日本画家であるだけでなく、近世から近代にかけての風俗資料を収集し、さらに「故実研究会」を主宰するなど、風俗研究にも精力的に取り組んだことで知られている[8]。観方は、明治二七年（一八九四）に京都に生まれ、幼少期から四条派の西堀刀水等に絵を学び、大正七年（一九一八）には京都市立絵画専門学校（現京都市立芸術大学）を卒業した。昭和五四年（一九七九）に没するまで、生涯を京都で過ごしている。観方は、風俗画を描く画家としての視点から、主に近世から近代にかけての絵画や服飾類をはじめとして、公家や武家、町人の衣食住に関する用具など極めて広い範囲の風俗資料を、生涯をかけて収集した。観方が収集したこれらの風俗資料は、現存する国内屈指の規模を誇るコレクションの一つと言える。吉川観方コレクションは三万点近くに及び、現在は京都府（京都文化博物館管理）に約一五〇〇〇点、奈良県立博物館に一五二七点、福岡市博物館に約一〇八〇〇点が収蔵されている。

本作は、吉川観方が収集したコレクションの一つとして、現在は京都府に所蔵されている。既述のとおり、観方は服飾類をはじめとして広く風俗資料を収集したが、本作はその中でも、付属文書により伝来が伝わる数少ない貴重な資料であると言える。

第二章　裃　―肩衣袴と裃の展開―

京都府所蔵「茶麻地葵紋付長裃」は、上衣の肩衣と長袴から構成されている。地質は肩衣と長袴ともに平織による濃茶の麻地であり、模様は施されていない。裏地を付けない単仕立てであり、三葉葵の紋が肩衣の背と両胸および袴の腰板の四か所に付されている。上衣の肩衣は、丈が六五・〇センチメートル、裄が二六・〇センチメートルであり、袴の丈は一五五・〇センチメートル、腰の幅が二五・〇センチメートルである。本章では、武家服飾における裃の成立過程について、先行研究を踏まえつつ確認したうえで、本作の形態について考察したい[9]。

裃は肩衣と袴で構成され、先に述べたように、江戸時代に武家の公服となり、礼装や平服として用いられた。裃は上下などとも書き、本来は直垂や素襖などを含めた上下が対になったものの総称であり、上衣と袴で地質、色、文様が同じ揃いのものを称した。しかし、肩衣と袴の組み合わせ―肩衣袴ともいう―の着用範囲が拡大し、武家の一般的な服飾形式となるにおよんで、裃は肩衣袴の代名詞となった[10]。肩衣袴は、室町時代後期頃まで武家服飾の主流であった素襖の形式を踏襲したものと考えられ、麻の生地を用いた単仕立てを正式とし、家紋を付け、小紋染を主な加飾技法とした[11]。

裃の祖型である肩衣袴については、「かたぎぬ」という語が『万葉集』にも見られ、古くは主に下層の者が用いる袖の無い衣服を指していたようである[12]。肩衣は、主に労働の際などに用いられていたが、室町時代以降に武家の間で急速にその利用範囲が広がっていったと考えられる。その後、文献上に肩衣という語が頻繁に見られるようになるのは、一五世紀後期の応仁の乱以降であることが指摘されている[13]。高位の武家が肩衣袴を着用した古い例としては、室町幕府九代将軍足利義尚（一四六五～八九）の陣中での記述があげられる。『政覚大僧正記』の長享二年（一四八八）正月一八日条では、その際の様子を次のように記している[14]。

早朝用意シテ参。如昨日、二階堂申次ナリ。仍御小袖ノ間ニテ御対面、（中略）室町殿ハ御肩衣、小袴ニテ御対面ナリ。御陣中御対面ハ希ノ儀ト云々。

ここでは、足利義尚が、近江鈎の陣において「肩衣」と「小袴」の姿で対面したことが記される。この記述のように、文献上に見える肩衣袴着用の古例は、陣中などの場に限定されていることが指摘されており、肩衣袴が戦国期における臨戦用の衣服として用いられていたことがうかがえる[15]。

さらに時代が下ると、肩衣袴は、当初の臨戦用の目的から急速に利用範囲を広げていった。当時の武家の肖像画からは、肩衣袴が武家服飾における位置付けを昇格させていった様子が読み取れる。弘治三年（一五五七）賛の多聞院所蔵「西谷藤兵衛像」（図３）は、年代の明らかな肩衣袴姿の肖像画として最も古い時期の遺品とされている。像主の西谷藤兵衛は、濃い蘇芳の小袖の上に、両胸に九曜巴紋を配した浅葱地の肩衣袴を着けている。肩衣の前身頃を引き合わせて着装し、両胸の襞は左右が不揃いに自然な状態で出ており、江戸時代以降に定型化される胸に襞をとる形式と比べて肩衣の古様が見て取れる。

図３　西谷藤兵衛像（部分）
（多聞院蔵）

　また、織田信長の肖像画として著名な長興寺所蔵「織田信長像」（図４）においても、信長は肩衣袴を着けた姿で描かれている。本図はその賛より、家臣の与語正勝が狩野元秀に描かせ、天正一一年（一五八三）の一周忌に三河の長興寺に寄進したことが知られる。本図の信長は、白小袖の上に、萌黄地の肩衣袴を着けている。肩衣は桐紋を胸に配し、袴に二引両を白く染め抜くのみで、模様は表わされていない。肩衣の前身頃を引き合わせて着装し、袴の相引にも桐紋が配されるなど、肩衣袴の古様を示すが、先の「西谷藤兵衛像」と比較すると、胸の襞は左右対称に一つに整えられ、定型化した襞の形式をうかがわせる。これらの戦国武将の肖像画からは、室町時代後期以降、臨戦用の衣服として武家の服飾に取り入れられた肩衣袴が、威儀を正すのにふさわしい姿となりつつあることがうかがわれる。

図４　織田信長像（部分）狩野元秀筆（長興寺蔵）

　最初期の肩衣袴の姿を示す遺品としては、徳川家康所用の裃類が現存している。家康所用の裃類は、伝来が明らかな最も古い武家の肩衣袴の遺品であり、現在は徳川美術館および徳川ミュージアム等に所蔵されている。これらの家康所用の裃類は、ほぼ全てが麻製であり、小紋染による加飾が施されていることが指摘できる[16]。また紋所は、全ての作例で肩衣の両胸と背、袴の腰板の計四か所に配されており、袴の相引には紋を置かない。このような裃の形式は、江戸時代以降に武家の服飾規範として定型化されるものであり、家康所用裃類の制作下限である家康の没年元和二年（一六一六）頃までには、武家の公服としての裃の形式が完成されていたことを示しているといえるだろう。

　ここまでの肩衣袴の成立過程と最初期の裃の形式に関する考察を踏まえ、以下では「茶麻地葵紋付長裃」の形態と形式について検討したい。まず、「茶麻地葵紋付長裃」は、上衣の肩衣と長袴からなる長裃である。長裃は、江戸時代には、将軍に謁見できる資格のある御目見以上の武家の直垂と大紋に準じる礼装とされた[17]。また、将軍自らも長裃を用いており、後述するような徳川家康や五代将軍徳川綱吉（一六四六～一七〇九）が所用した長裃が伝世している。本作は、第一章で検討した付属文書の伝来が正しければ、徳川将軍家に属する家光が、晴の所用とした長裃であると考えられる。

　次に、本作の上衣である肩衣の形態に注目したい。肩衣の形態は、江戸時代以降に肩幅を広げ、同時に襞を深くとるようになり、前身頃を狭く襟を垂直に仕立て、左右平行に袴に着込めるかたちへと移行していったと考えられている[18]。先にあげた戦国期の武将の肖像画では、肩衣の前身頃は自然に襞がとられ、左右を引き合わせて着装しており、前代まで武家服飾の主流であった素襖と同様の垂領の形式であったことが分かる。しかし、江戸時代以降は、肩衣の前身頃に襞を深くとり、前身頃を狭く仕立て、左右を引き合わせて着用しない形式へと変化していく。江戸幕府五代将軍徳川綱吉所用と伝

わる東京国立博物館所蔵「鶸色麻地松葉小紋長裃」（図５）では、前身頃に深くしっかりと折り込んだ状態で襞をとり、前身頃を狭める形式が見て取れる。

　肩衣の襞については、江戸時代中期の有職故実家である伊勢貞丈（一七一七～八四）が著わした『貞丈雑記』に、次のような記述がみられる[19]。

一　古は肩衣にひだなき証拠、『三光院内府記』に云う。「半臂は如一肩衣二にて有レ裏云々」。公家衆、束帯の装束の下に半臂と云う装束を着せらるなり。（中略）その半臂は袖なき物なり。ひだもなき物なり。古の肩衣はひだなき物にてありし故、半臂の形をいうとて如一肩衣二といいたるなり。その形似たる故なり。今の肩衣はひだをとるゆえ、半臂の形に似たる事はなく大きに違いたるなり。

引用されている『三光院内府記』は、室町時代から安土桃山時代の公家であり古典学者でもあった三條西実枝が記した有職故実書であり、ここでは、三條西実枝の時代には肩衣に襞がなかったことが述べられている。しかし、この記述が書かれた江戸時代中期頃には、「肩衣はひだをとる」形式であるとしている。また、『嬉遊笑覧』（天保元年〈一八三〇〉年刊）には、江戸時代中期頃の肩衣の形態について、次のようにある[20]。

　享保迄は肩衣廣からず元文の頃より横麻のかた衣廣くなり鯨ひげを入れ肩を一文字に仕立小舟に帆かけたる如く地合も享保元文迄は目すきばりとてしゃんとして音なきやうに粘かげんを好みしに明和の頃より粘強く紙のぼりの如くなれり

ここでは、元文年間（一七三六～四一）頃から肩衣の肩幅が広くなり、鯨の髭を入れて肩を一文字に張らせて「小舟に帆かけたる如く」なり、明和年間（一七六四～七二）頃からは糊を強くして「紙のぼりの如く」なったとしている。

図５　鶸色麻地松葉小紋長裃
（東京国立博物館蔵）

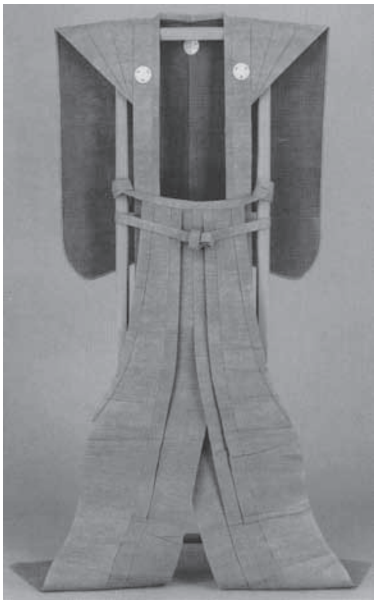

図６　浅葱地葵紋付菱形小紋長裃
（徳川美術館蔵）

さらに時代が下り、江戸時代後期の尾張藩主徳川慶勝（一八二四～八三）所用の「浅葱地葵紋付菱形小紋長袢」（図6）では、肩衣の前身頃に大きく襞をとり、前身頃が非常に狭くなっていることがわかる。また、肩の張りは強調され、江戸時代を通じて、肩衣の形態が変化していることが見て取れる。

徳川家光所用と伝わる「茶麻地葵紋付長袢」は、肩から胸にかけて襞をとり前身頃を狭めた仕立てではあるが、前掲の江戸時代後期における徳川慶勝所用長袢（図6参照）のように細く整えられた仕立てではなく、江戸時代前期の徳川綱吉所用長袢（図5参照）の前身頃の仕立てに近似している。また、本作の肩に注目すると、肩山は緩やかな弧を描き、丸みをつけた仕立てであることが分かる。先述の史料で江戸時代中期以降にみられると指摘された、江戸時代後期の徳川慶勝所用袢（図6参照）にも見られるような肩を「一文字」に張らせて強調するような仕立てと比較すると、本作の緩やかな弧を描く肩山は、着用者の肩に自然に沿う形態であり、江戸時代を通じて変化していく肩衣の変遷の中にあっては、古様を示しているといえるだろう。

さらに、先述のように、本作の丈や裄は、近世の現存する他の袢と比して小ぶりであり、成人用ではなく年少者のものであると考えられている。本作の肩衣の丈と肩幅を、徳川家康をはじめとする徳川家で用いられた現存する遺品と比較すると、「徳川家所用肩衣比較表」（表1）のようになる。ここでは、本作と、徳川家康、五代将軍徳川綱吉および一四代尾張藩主徳川慶勝所用の肩衣を比較した。「徳川家所用肩衣比較表」では、肩幅は片身の幅を示しており、本作を一とし、徳川家康、徳川綱吉、徳川慶勝所用遺品の順に記載している。現存する徳川家の肩衣としては家康所用の遺品が六点と最も多く、肩幅はやや寸法にばらつきがあるものの、比較表の二から七の作例の平均値は二

表1「徳川家所用肩衣比較表」

	名称	所蔵者	所用者（伝）	家督	肩幅	丈	生地	模様	仕立て
一	茶麻地葵紋付肩衣	京都府	徳川家光	三代将軍	26.0	65.0	麻	無し	単
二	花色麻地葵紋付雹繋小鳥小紋肩衣	徳川美術館	徳川家康	初代将軍	28.0	82.0	麻	小紋	単
三	納戸麻地葵紋付勾玉霰小紋肩衣	徳川美術館	徳川家康	初代将軍	31.7	81.0	麻	小紋	単
四	萌黄麻地葵紋付巻貝霰小紋肩衣	徳川美術館	徳川家康	初代将軍	33.0	83.0	麻	小紋	単
五	紺地葵紋付二字霰小紋肩衣	徳川ミュージアム	徳川家康	初代将軍	27.5	86.0	麻	小紋	単
六	紺地葵紋付散松葉に零梅小紋肩衣	徳川ミュージアム	徳川家康	初代将軍	26.0	80.0	麻	小紋	単
七	紺地葵紋付菊小紋肩衣	徳川ミュージアム	徳川家康	初代将軍	30.3	90.0	麻	小紋	袷
八	鶸色麻地松葉小紋肩衣	東京国立博物館	徳川綱吉	五代将軍	37.6	73.5	麻	小紋	単
九	浅葱地葵紋付菱形小紋肩衣	徳川美術館	徳川慶勝	尾州一四代	37.6	61.8	ー	小紋	ー

九・四センチメートルであった。また、表中の八にあげた五代将軍綱吉所用と伝わる肩衣は、九の尾張藩主慶勝のものと同じ三七・六センチメートルであり、本作の肩幅は二六・〇センチメートルであり、家康所用の遺品と比較すると片身の平均値で三・四センチメートルほど狭く、綱吉および慶勝所用の肩衣と比べると一一・八センチメートルとかなり狭いことが分かる。肩衣の肩幅が時代とともに広くなることを勘案しても、本作は成人男性のものとしては小ぶりである。次に丈を比較すると、本作が六五・〇センチメートルであるのに対して、家康所用遺品の平均値は八三・七センチメートルであり、本作は一九センチメートルほど短いことが分かる。また、表の八にあげた伝綱吉所用の肩衣と比べると八・五センチメートル短いが、九の慶勝のものでは、本作の方がおよそ三センチメートル長くなっている。このような他の遺品との比較からは、各寸法でばらつきはあるものの、本作は全体として成人用の寸法からは小ぶりであり、年少者のものと考えてよいであろう。

さらに、表1では、生地と模様についても比較した。生地が明らかな遺品については、本作を含めて全てが麻製であり、江戸時代に裃の生地として麻が広く用いられていたことが読み取れる。また、本作には模様が施されておらず、徳川家康をはじめとする徳川家で用いられた現存する裃類には、ほぼ全てに小紋染による模様が施されており、徳川将軍家の伝来を持つ裃としては、加飾の面では特異な作例であるといえる。

第三章　三葉葵紋

「茶麻地葵紋付長裃」には、三葉葵の紋が肩衣の背と両胸、および袴の腰板（図7）の四か所に付されている。葵紋は白抜きに表わされ、紋の内部には地色と同色で彩色が施されており、紋の輪郭や葉脈は描絵で描かれている。紋の直径は四・五センチメートル程で、外円から伸びる葉柄はそれぞれ長さが〇・五から〇・七センチメートル程であり、葵の葉は幅二センチメートル、長さ一センチメートル程であった。各紋の直径や葉柄の長さなどにはばらつきがあり、フリーハンドで描いた自然な表現が見て取れる。また、三葉葵紋の内部には余白が十分に取られている点が特徴的であり、江戸時代以降に形式化が進む葵紋の表現の変化の過程において、比較的初期の表現が見られる。

徳川将軍家をはじめとする徳川家が用いた三葉葵紋の表現は、家康の所用品に表わされたものから、江戸時代を通して形式化が進んだことが指摘できる[21]。家康の所用品に表わされた葵紋の例としては、紀州東照宮が所蔵する「紺地宝尽小紋小袖」に配された五つ紋などにその表現を見ることができる。「紺地宝尽小紋小袖」に配された三葉葵紋（図8）では、細い縁に囲まれた直径三・三から四・〇センチメートルの紋の内部は、白抜きのまま彩色はなく、長く細い葉柄の先に小ぶりな葵の葉が描かれている。紋の内部には十分に空間がとられ、葵の葉には描絵により絵画的で自由な表現が見られる。同じく家康の所用と伝わる「鬱金地葵紋付菊唐花唐草小紋羽織」（日光東照宮蔵）では、三葉葵紋（図9）を白抜きとし、紋の内部には小紋の彩色を施している。紋を縁取る円や長くしっかりとした葉柄と葉は白抜きで表わされ、輪郭線や葉脈は描絵で描かれている。紋の内部に余白を十分に取り、ややばらつきのある表現は、「茶麻地葵紋付長裃」に配された葵紋（図7参照）の表現に非常に近似している。

時代が下り、五代将軍徳川綱吉所用と伝わる前掲の「鶸色麻地松葉小紋長裃」では、三葉葵紋（図10）は形が整い、形式化が進んでいる

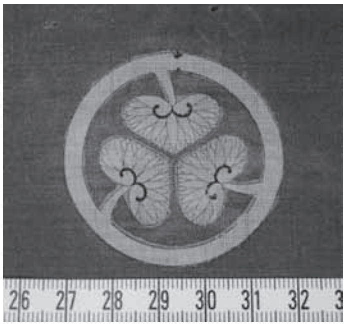

図７　茶麻地葵紋付長裃（腰板部分）（京都府蔵）

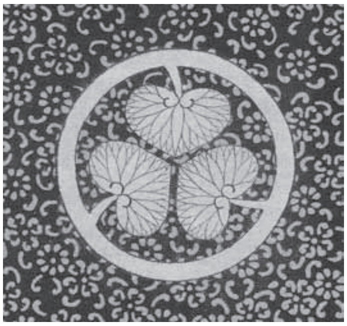
図９　鬱金地葵紋付菊唐花唐草小紋羽織（葵紋部分）（日光東照宮蔵）

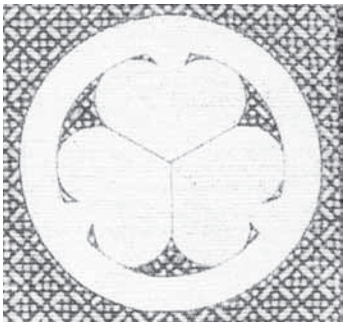
図 11　浅葱地葵紋付菱形小紋裃（葵紋部分）（徳川美術館蔵）

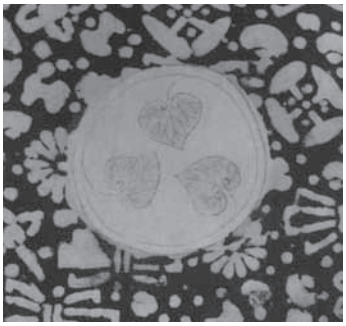
図８　紺地宝尽小紋小袖（紋部分）（紀州東照宮蔵）

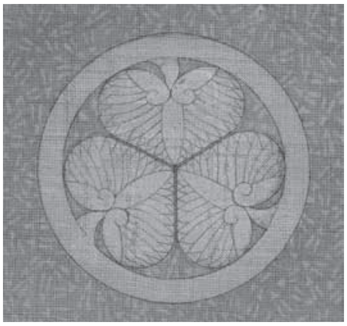
図 10　鶸色麻地松葉小紋長裃（葵紋部分）（東京国立博物館蔵）

様子が見て取れる。白抜きで表わされた紋には、葉柄が短く大ぶりな葉が内部に隙間無く配され、わずかな隙間に小紋が施されている。葵の葉の形は整えられ、描絵で表わされているにもかかわらず表現にばらつきは見られなくなっている。この後、江戸時代後期の先に掲げた徳川慶勝所用「浅葱地葵紋付菱形小紋長裃」では、三葉葵紋（図11）は紋章としての意匠化がさらに進んでいることがわかる。白抜きで表わされた紋は、太い円形の縁の中に、意匠化された葵の葉が隙間無く配されている。ここからは、江戸時代後期に至り、植物としての葵の葉の形状からはかけ離れた、三葉葵紋の形式化が見て取れる。

「茶麻地葵紋付長裃」に表わされた三葉葵紋は、このような徳川家が用いた三葉葵紋に見られる形式化の展開において、家康所用の服飾類に見られる成立期の表現に極めて近似した、最初期の様相を呈しているといえるだろう。

おわりに

本論ではここまで、徳川家光所用の伝来をもち三葉葵紋が付された京都府所蔵「茶麻地葵紋付長裃」について、京都文化博物館における調査の結果や先行研究を踏まえ、伝来や形態、また三葉葵紋の表現等を検討することにより、その位置付けについて考察した。

第一章では、本作が家光所用の礼服であり、四代将軍徳川家綱の代に土岐頼行が拝領し、さらにその後に三浦外記豊充が拝領したと伝える付属文書を備えており、前所蔵者である吉川観方が収集した吉川観方コレクションの中でも、詳細な伝来が伝わる数少ない貴重な資料である点を指摘した。

さらに第二章では、形態に着目して検討を進めた結果、本作の肩衣

は襞をとり前身頃を狭めた仕立てではあるが、江戸時代後期の遺品にみられるような細く整えられた仕立てではなく、江戸時代前期の遺品の仕立てに近似している点や、本作の緩やかな弧を描いた肩山は、江戸時代中期以降にみられるとされる肩を「一文字」に張らせて強調するような仕立てと比較すると、古様を示している点などを考察した。

また第三章では、家紋の表現について検討を加え、本作に配された三葉葵紋は、江戸時代に徳川家が用いた三葉葵紋に見られる形式化の展開において、家康所用の服飾類に見られる成立期の表現に極めて近く、最初期の様相を呈していると位置付けた。

このような検討からは、本作の形態や三葉葵紋の表現に見られる特徴が、徳川家康や綱吉の所用と伝わる江戸時代前期の遺品に近い要素を具備していることが浮かび上がってくる。このことは、付属文書の伝える徳川家光所用の伝来を支える要素となり得るであろう。裃は、既述のように、江戸時代に武家の服飾として一般化するが、その形成期ともいえる江戸時代初期までの姿を伝える現存遺品は極めて稀である。また、成人用ではなく、少年用と考えられる裃の現存例も多くはない。本作は、現存する遺品の限られている江戸時代初期の武家服飾の様子を伝える貴重な遺品であるといえるだろう。

【注】

1 肩衣袴と裃に関する主な先行研究としては、丸山伸彦「武家の服飾」（『日本の美術』三四〇、一九九四年）、鈴木敬三『有職故実図典—服飾と故実』（吉川弘文館、一九九五年）、丸山伸彦編著『江戸のきものと衣生活』（小学館、二〇〇七年）、柳川真由美「肩衣についての一考察」（『史学研究』二五九、二〇〇八年）等があげられる。本論では、肩衣袴と裃について主に前掲の丸山氏の論考および著書を参照した。

2 林智子「京都府コレクションにみる武家の服飾」（『京都文化博物館研究紀要—朱雀』第二九集、二〇一七年）三三頁。

3 平成二九年（二〇一七）六月二〇日、京都文化博物館において、林氏のご協力のもと調査を実施した。

4 前掲注二、林智子「京都府コレクションにみる武家の服飾」三三頁等。

5 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第一〇巻（吉川弘文館、一九八九年）二八〇〜二八一頁。以後、本項における徳川家光の事跡については本書および『徳川実紀』「大猷院殿御実紀」巻一（吉川弘文館、一九三〇年）を参照。

6 前掲注五『徳川実紀』「大猷院殿御実紀」巻一、二九八頁。

7 土岐頼行については、前掲注五『国史大辞典』第一〇巻、二七〇頁を参照。

8 吉川観方の収集品や風俗研究については、これまで小山弓弦葉「風俗研究活動における吉川観方コレクション—特にその染織資料に注目して—」（『奈良県立美術館紀要』第一二号、一九九八年）、藤本恵子「翻刻—風俗研究家・吉川観方の日記（昭和七年分）」（『京都文化博物館研究紀要—朱雀』第一四集、二〇〇二年）、京都文化博物館編『吉川観方と京都文化』（京都文化博物館、二〇〇二年）などの先行研究がある。本論では、主に京都府が所蔵する吉川観方コレクションについて言及している前掲の藤本氏の論考および京都文化博物館編『吉川観方と京都文化』を参照し、観方の収集品と事績についてまとめる。

9 裃の成立過程については、これまで、丸山伸彦「武家の服飾」（『日本の美術』三四〇、一九九四年）や、柳川真由美「肩衣についての一考察」（『史学研究』二五九、二〇〇八年）等で論じられてきた。また、筆者は「徳川家康所用服飾類の研究」（博士論文、東京芸術大学、二〇一四年）の中で、袴を含めた武家服飾の成立期について検討しており、本論ではその考察結果にも触れながら、前掲の先行研究を踏まえ、裃の成立過程について確認したい。

10 前掲注九、丸山伸彦「武家の服飾」五六〜六四頁。

11 前掲注一、丸山伸彦編著『江戸のきものと衣生活』一三六〜一三七頁。

12 鈴木敬三『有職故実図典—服飾と故実』（吉川弘文館、一九九五年）一一八頁。

13 前掲注九、柳川真由美「肩衣についての一考察」。

14 『政覚大僧正記』第二（続群書類従完成会、一九九五年）七九頁。前掲注九、柳川真由美「肩衣についての一考察」七頁において指摘される。

15 前掲注九、丸山伸彦「武家の服飾」四六〜四八頁。

16 前掲注九の筆者による「徳川家康所用服飾類の研究」において検討した結果

による。以下、徳川家康所用袴類に関する分析結果も同様。

17 前掲注九、丸山伸彦「武家の服飾」六一頁。

18 前掲注九、丸山伸彦「武家の服飾」六三頁。

19 伊勢貞丈『貞丈雑記』（島田勇雄校注、平凡社、二〇〇七年）一八〜一九頁。

20 喜多村信節『嬉遊笑覧』（成光館出版部、一九三二年）一四五頁。

21 徳川美術館編『尾張徳川家初代義直襲封四〇〇年記念─尾張の殿様物語』（徳川美術館、二〇〇七年）や、前掲注九の筆者による「徳川家康所用服飾類の研究」等。

（本学准教授）